



# 鳥取県公報

平成 23 年 5 月 24 日 (火)  
第 8 2 9 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|               |  |
|---------------|--|
| ◇ 告 示         | 鳥取県景観形成規則別表第 1 に規定する様式の一部改正 (311) (景観まちづくり課)・・・2 |
|               | 県営土地改良事業計画の決定 (2 件) (312・313) (農地・水保全課)・・・7      |
|               | 指定居宅サービス事業者の指定 (314) (中部総合事務所福祉保健局)・・・8          |
|               | 指定介護予防サービス事業者の指定 (315) (〃)・・・9                   |
| ◇ 選管告示        | 選挙管理委員会の招集 (45)・・・9                              |
| ◇ 海区漁調<br>委告示 | ひきなわ釣漁業の操業に関する指示 (2)・・・9                         |
| ◇ 調達公告        | 落札者の決定 (河川課)・・・10                                |
|               | 一般競争入札の実施 (病院局総務課)・・・10                          |
|               | 公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (警察本部会計課)・・・13              |

# 告 示

## 鳥取県告示第311号

平成19年鳥取県告示第369号（鳥取県景観形成規則別表第1に規定する様式について）の一部を次のように改正する。

平成23年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1条 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「改正様式」という。）を当該改正様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式に改める。

| 改 正 後   |  | 改 正 前   |                          |
|---|--|---|--------------------------|
| 様式第1号<br>景観形成基準に対する配慮状況（景観形成重点区域以外）<br>行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等） |  | 様式第1号<br>景観形成基準に対する配慮状況（景観形成重点区域以外）<br>行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等） |                          |
| 行為地：  |  | 行為地：  |                          |
| 景観形成基準  | チェック欄<br>（配慮した<br>内容を記入）   | 景観形成基準  | チェック欄<br>（配慮した<br>内容を記入） |
| 略   |  | 略   |                          |
| 緑化  | ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3パーセント以上を緑化すること。 <u>ただし、敷地面積が10平方メートル以下である場合は、この限りでない。</u> | 略   | 略                        |
|   | ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。     | 略   |                          |
| 略   |  | 略   |                          |
| 様式第3号<br>景観形成基準に対する配慮状況（大山景観形成重点区域）   |  | 様式第2号<br>景観形成基準に対する配慮状況（大山景観形成重点区域）   |                          |

|   |  |   |                      |
|---|--|---|----------------------|
| 行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等）  |  | 行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等）  |                      |
| 行為地：  |  | 行為地：  |                      |
| 景観形成基準  | チェック欄<br>(配慮した内容を記入)   | 景観形成基準  | チェック欄<br>(配慮した内容を記入) |
| 略   |  | 略   |                      |
| 緑化  | ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3パーセント以上を緑化すること。 <u>ただし、敷地面積が10平方メートル以下である場合は、この限りでない。</u> | 略   | 略                    |
|   | ・幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。   | 略   | 略                    |
|   | ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。     | 略   | 略                    |
| 略   |  | 略   |                      |
| 様式第5号<br>景観形成基準に対する配慮状況（沿道海浜景観形成重点区域）<br>行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等） |  | 様式第3号<br>景観形成基準に対する配慮状況（沿道海浜景観形成重点区域）<br>行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等） |                      |
| 行為地：  |  | 行為地：  |                      |
| 景観形成基準  | チェック欄<br>(配慮した内容を記入)   | 景観形成基準  | チェック欄<br>(配慮した内容を記入) |
| 略   |  | 略   |                      |
| 緑化  | ・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3パーセント以上を緑化すること。 <u>ただし、敷地面積が10平方メートル以下である場合は、この限りでない。</u> | 略   | 略                    |
|   | ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等  | 略   | 略                    |
|   | ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等  | 略   | 略                    |

|   |   |
|---|---|
| が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 | が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 |
| 略   | 略   |

第 2 条 様式第 4 号を様式第 2 号とし、様式第 5 号を様式第 4 号とする。

様式第 6 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 7 号

景観形成基準に対する配慮状況(山陰海岸景観形成重点区域)

行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等）

|             |   |  |  |
|-------------|---|--|--|
| 行為地：        |   |  |  |
| 景 観 形 成 基 準 |   | チ ェ ッ ク 欄<br>(配慮した内容を記入)   |  |
| 共通事項        | 位 置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。</li> </ul> | <input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/> |
|             | 規 模   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/>   |
|             | 緑化等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。</li> <li>・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。</li> <li>・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/>                                 |
| 位 置         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等（住宅等（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物をいう。）を除く。）は隣地との境界線からできる限り離れた位置とすること。</li> </ul> | <input type="checkbox"/>   |  |
| 規 模         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な海岸線の景観を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/>   |  |

| 外<br>観   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等は周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul> <p>※壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p>  | <input type="checkbox"/> |     |          |      |          |      |         |      |                          |
|----------|--|--------------------------|-----|----------|------|----------|------|---------|------|--------------------------|
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。</li> <li>・大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/> |     |          |      |          |      |         |      |                          |
| 色<br>彩   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限に抑えること。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/> |     |          |      |          |      |         |      |                          |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格の Z 8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> </ul> | 有彩色の色相                   | 彩 度 | 0.1R～10R | 2 以下 | 0.1YR～5Y | 4 以下 | 上記以外の色相 | 2 以下 | <input type="checkbox"/> |
| 有彩色の色相   | 彩 度  |                          |     |          |      |          |      |         |      |                          |
| 0.1R～10R | 2 以下   |                          |     |          |      |          |      |         |      |                          |
| 0.1YR～5Y | 4 以下   |                          |     |          |      |          |      |         |      |                          |
| 上記以外の色相  | 2 以下   |                          |     |          |      |          |      |         |      |                          |
| 素<br>材   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</li> <li>・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</li> <li>・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/> |     |          |      |          |      |         |      |                          |
| 緑<br>化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。）の 3 パーセント以上を緑化すること。ただし、敷地面積が 10 平方メートル以下である場合は、この限りでない。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/> |     |          |      |          |      |         |      |                          |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>   | <input type="checkbox"/> |     |          |      |          |      |         |      |                          |

記入例： 該当しない場合  / 該当している場合

様式第 8 号

景観形成基準に対する配慮状況(山陰海岸景観形成重点区域)

行為の種類：景観法（以下「法」という。）第16条第1項第3号（開発行為）及び鳥取県景観形成条例（以下「条例」という。）第13条各号の追加行為

| 行為地：   |   | 景 観 形 成 基 準  | チ ェ ッ ク 欄<br>(配慮した内容を記入)   |
|--|---|--|--|
| 共通事項   | 位 置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。</li> </ul> | <input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/> |
|  | 規 模   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/>   |
|  | 緑化等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。</li> <li>・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。</li> <li>・行為に係る工事期間中は、工事用の堀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/>                                 |
| 法第16条第1項第3号（開発行為）及び条例第13条第1号（土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）に関する基準 |   |  |  |
| 位置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・急斜面は、避けること。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/>   |  |
| 変更後の形状   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①のり面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の不整形な分割又は細分化は、避けること。</li> <li>・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。</li> </ul> | <input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/>   |  |
| 緑化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。</li> </ul>   | <input type="checkbox"/>   |  |
| 条例第13条第1号（土石の採取及び鉱物の掘採）に関する基準  |   |  |  |
| 方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。</li> <li>・長大なりのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①のり面は、緑化可能な勾配とすること。</li> <li>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </div>   | <input type="checkbox"/><br><br><input type="checkbox"/>   |  |
| 遮へい  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。</li> </ul>  | <input type="checkbox"/>   |  |

| 緑化  | ・採取又は掘採を終了した場所から速やかに緑化を行うこと。   | <input type="checkbox"/>                             |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
|---|--|--|--|-----|----------|-----|----------|-----|---------|-----|--|
| 条例第13条第2号（木竹の伐採）に関する基準  |  |  |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 方法  | ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。  | <input type="checkbox"/>                             |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 緑化  | ・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。   | <input type="checkbox"/>                             |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 条例第13条第3号（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）に関する基準   |  |  |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 方法  | ・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界から十分間隔をとること。   | <input type="checkbox"/>                             |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 遮へい   | ・展望地等から堆積されている物件が見えないよう遮へいすること。  | <input type="checkbox"/>                             |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
|   | ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。   | <input type="checkbox"/>                             |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
|   | ・塀、さく等（高さ3メートル以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは、次のとおりとすること。  | <input type="checkbox"/>                             |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
|   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> | 有彩色の色相   |  | 彩 度 | 0.1R～10R | 2以下 | 0.1YR～5Y | 4以下 | 上記以外の色相 | 2以下 |  |
|   | 有彩色の色相   | 彩 度  |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 0.1R～10R  | 2以下  |  |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 0.1YR～5Y  | 4以下  |  |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 上記以外の色相   | 2以下  |  |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。</p> |  |  |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 条例第13条第4号（特定照明）に関する基準   |  |  |  |     |          |     |          |     |         |     |  |
| 方法  | ・特定の対象物を照射するものであること。<br>・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。  | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |  |     |          |     |          |     |         |     |  |

記入例： 該当しない場合  / 配慮している場合

附 則

この告示は、平成23年5月24日から施行する。

鳥取県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（集落基盤整備事業（基幹水利施設保全型）大井手地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成23年5月24日から同年6月13日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（集落基盤整備事業（用水再編型）大井手地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成23年5月24日から同年6月13日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

| 事業者の名称又は氏名       | 指定に係る事業所の名称    | 指定に係る事業所の所在地         | 指定年月日      | サービスの種類 |
|------------------|----------------|----------------------|------------|---------|
| 株式会社ライフケア<br>湯梨浜 | ヘルパーステーションゆりはま | 東伯郡湯梨浜町は<br>わい長瀬1095 | 平成23年5月19日 | 訪問介護    |
| 〃                | 訪問看護ステーションゆりはま | 〃                    | 〃          | 訪問看護    |

**鳥取県告示第315号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

| 事業者の名称又は氏名   | 指定に係る事業所の名称    | 指定に係る事業所の所在地     | 指定年月日      | サービスの種類  |
|--------------|----------------|------------------|------------|----------|
| 株式会社ライフケア湯梨浜 | ヘルパーステーションゆりはま | 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1095 | 平成23年5月19日 | 介護予防訪問介護 |
| 〃            | 訪問看護ステーションゆりはま | 〃                | 〃          | 介護予防訪問看護 |

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第45号**

平成23年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年5月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 日時 平成23年5月27日（金） 午後2時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
  - 鳥取県選挙管理委員会規程の一部改正について
  - その他

**海区漁業調整委員会告示****鳥取県海区漁業調整委員会告示第2号**

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成23年5月24日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

ひきなわ釣漁業については、この指示の有効期間中毎年6月1日から8月31日までの間は、海岸線上における鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経134度13.80分）と海岸線上における東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経133度43.15分）の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、平成23年6月1日から平成26年5月31日までとする。

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |                                |
|--------------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県防災情報システムテレメータ設備更新業務 一式      |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                         |
| 3 落札日              | 平成23年4月13日                     |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 株式会社東芝中国支社<br>広島県広島市中区鉄砲町7-18  |
| 5 落札金額             | 110,250,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日            | 平成23年2月25日                     |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                       |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部河川課<br>鳥取市東町一丁目220     |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年5月24日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品の名称及び数量

電子カルテシステム用サーバ等 一式

#### (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

#### (3) 納入期限

平成23年10月21日（金）正午

#### (4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

#### (5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又はシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年6月7日(火)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成23年5月24日(火)から同年7月4日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 平成23年5月24日(火)から同年7月4日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271(内線2209)

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

- (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成23年5月24日(火)から同年6月7日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=78429>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

#### ア 交付期間及び時間

平成23年5月24日(火)から同年6月7日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年7月4日（月）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）  
鳥取県立中央病院大会議室（本館1階）

#### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成23年6月21日（火）午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

##### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (3) 契約書作成の要否

要

##### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (5) 手続における交渉の有無

無

##### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Servers for electronic medical record system, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 21 June, 2011

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 4 July, 2011

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 4 July, 2011

- (4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan  
TEL 0857-26-2271 ex. 2209

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成23年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取県警察組織犯罪情報管理システム整備業務  
(2) 業務の内容

本件業務は、鳥取県警察組織犯罪情報管理システムを構築するものである。

なお、選定された者が行う業務は、次に掲げるとおりとし、詳細は鳥取県警察組織犯罪情報管理システム整備業務に係る公募型プロポーザル企画提案説明書（以下「企画提案説明書」という。）及び仕様書による。

ア システム設計（基本設計・詳細設計）

イ ソフトウェアの調達

ウ 機器類の調達

エ 導入・設定

オ システムの構築

カ 試験運用

キ 利用者説明

ク 操作説明書の提供

- (3) 履行場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部  
(4) 履行期間 契約の日から平成23年12月27日まで  
(5) 予算額 22,846千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに文具・事務用機器類の事務・OA機器又は事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年6月8日（水）午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成23年5月24日（火）から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。  
(4) 平成23年5月24日（火）から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。  
(5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の評価は、鳥取県警察組織犯罪情報管理システム整備業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案説明書で定める評価項目ごとに別に定める評価基準及び評価方法に基づき各委員が行う。

(2) 企画提案書の提出後、企画提案者に別途通知する日に、企画提案者による提案説明の実施を予定している。提案説明では、企画提案者による企画提案内容の概要説明、性能の実演等を行い、評価委員会等による企画提案書等の内容の確認及び質問を行い、業務理解度等について確認する予定である。

なお、提案説明に参加しなかった者（天災等やむを得ない事情により参加できなかった者を除く。）は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

### 4 最優秀提案者の決定方法

評価委員会における評価を基に鳥取県警察本部長が最優秀提案者を選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

### 5 手続等

(1) 契約担当部局（企画提案書等の提出先及び問合せ先）

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 企画提案説明書等の交付方法

企画提案説明書その他の資料は、平成23年5月24日（火）から同年6月6日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に(1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 企画提案書及び見積書の提出

ア 提出方法及び提出先

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案説明書に基づき企画提案書を作成し、見積書等を添えて(1)の場所に持参又は送付をすること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、送付すること。

イ 提出期間

平成23年6月23日（木）から同月30日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、送付による場合は、平成23年6月30日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

### 6 最優秀提案者等への通知

(1) 最優秀提案者を選定したときは、その結果をすべての企画提案者に通知する。

(2) 通知の内容は、評価委員会が必要と認める事項とする。

(3) 審査結果の公表については、評価委員会の決定に基づいて行う。

### 7 契約の締結

(1) 契約の交渉

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、契約を締結する。この交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調なときは、4の順位付けの結

果が上位のものから順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約に伴う見積書の徴取

契約締結の交渉を行った者から見積書を徴し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第127条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内において契約金額を決定する。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 企画提案者から提出された書類等は返却しない。

(4) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 著作権の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、企画提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、企画提案者に対して企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 詳細は、企画提案説明書による。